

令和 8 年度 施行

業務設計書（公示用）

業務名：札幌市東部地区河川巡視業務

令和 8 年 3 月 単価適用

下水道河川局 事業推進部 河川管理課 指導担当係

役務名

札幌市東部地区河川巡視業務

役 務 説 明

1. 役務の概要

本業務は、河川及び管理施設がもつ治水・利水及び環境上の本来の機能が維持され、適正な利用が図られることを目的として、本市管理河川の定期的な巡視、及び雨水貯留池、その他公有財産の巡視を実施するものである。

河川巡視：160河川、169.26km（のべ391.10km）

施設巡視：38カ所、3.959km

その他公有財産巡視：68カ所

2. 履行場所

白石区・厚別区・豊平区・清田区・南区

3. 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日

4. 仕様書等

- ① 別添の業務仕様書

5. 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり役務着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- ① 着手届
- ② 主任技術者指定通知書及び経歴書

6. 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- ① 完了届

7. 納入成果品

業務仕様書による。

業務仕様書

1 目的

本業務は、札幌市が所管する河川等を適切に管理し、必要な機能を維持するため、河川等の巡視を行うものである。

2 業務の概要

- (1) 河川巡視工 一式
- (2) 施設巡視工 一式
- (3) その他公有財産巡視工 一式

3 業務内容

本業務は、河川及び貯留施設がもつ治水・利水及び環境上の本来の機能等が維持され、適正な利用が図られること及び所管用地が適正に管理されることを目的として、本市管理河川の定期的な巡視と雨水貯留池及びその他公有財産の巡視を行うものである。河川、施設及びその他公有財産巡視の作業内容は、以下のとおりとする。

(1) 共通事項

- 1 現地にて巡視を行う巡視員は、本市から発行された身分証明書を常に携帯すること。
- 2 巡視は3名で行う事を基本に班単位で実施するものとし、巡視員の班構成は、巡視要員2名、運転要員1名とすること。
- 3 巡視においては、別添1「巡視項目」及び別添2「巡視確認箇所」に定める項目について確認すること。
- 4 巡視中、少量の投棄物を発見した場合、巡視時に清掃等の作業を併せて行うこと。
- 5 前年異常報告があった箇所については全て確認し、経過状況を日報で報告し、成果品の中に状況の現地写真を格納すること。

(2) 河川巡視工

- 1 巡視の対象は、委託区域内にある本市管理河川で、詳細は別添3の「河川別巡視調書」によること。
- 2 巡視回数は、重要河川（1・2級及び準用河川および過去2年間のうちいずれかの年に異常がある普通河川）は年2回、その他の河川（重要河川以外の普通河川）は年1回巡視することを基本とし、河川毎の詳細は、別添3「河川別巡視調書」によること。
- 3 巡視時期は、重要河川の1回目巡視は8月末まで、2回目巡視は11月末までとし、各河川の巡視間隔は3カ月以上空けることとする。また、その他の河川は8月末までに巡視を行うこと。
- 4 巡視の方法は、徒歩による目視とする。また、1・2級及び準用河川の巡視は、違法行為等の把握や河川管理施設等の状況把握を的確に行うため両岸（片岸ずつ往復）から行うことを基本とするが、川幅が狭く、巡視を行うための管理ス

ペースが無い等の理由がある河川（区間）は片岸からの巡視とする。詳細については、別図1によること。

- 5 暗渠河川や道路横断部等の地下埋設施設の巡視は、施設埋設部付近の地表面の状況（沈下の有無）とマンホール等の破損状況（段差、ガタツキの有無）を目視等により確認すること。
- 6 河川管理施設の破損、詳細な施設点検や緊急的に施設補修等が必要な異常を発見した場合や流水に著しい影響を与える状況を発見した場合には、直ちに委託者に連絡し、必要な措置等についての指示を受けるものとする。

(3) 施設巡視工

- 1 施設巡視の対象は、委託区域内的の雨水貯留施設とする。詳細は、別添4「雨水貯留池調書」によること。巡視項目（別添1）を施設毎に確認することとする。
- 2 施設巡視は、年1回、6月末(出水期前)までに実施すること。
- 3 施設の破損のうち、危険度が高く緊急的な措置が必要な異常を発見した場合は、直ちに委託者に連絡し、必要な措置等についての指示を受けるものとする。

(4) その他公有財産巡視工

- 1 その他公有財産巡視の対象は、委託区域内的の札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課が所管する土地とする。詳細は、別添5「その他公有財産調書」によること。
- 2 その他公有財産巡視は、年1回実施すること。
- 3 これまでに確認されている境界標は可能な範囲で確認すること。

(5) 巡視結果の報告

- 1 日々の巡視結果は、巡視日誌（様式1及び様式2）により委託者に提出すること。
詳細については、「5 提出書類（2）巡視日誌」及び様式1及び様式2のとおりとする。
- 2 重大な異常を発見し委託者に連絡を行った場合は、補足の詳細資料を河川ごとに取りまとめ提出すること。
- 3 緊急対応や必要な措置を行った場合は、対応記録を取りまとめ、委託者に提出すること。
- 4 巡視業務で撮影した写真については、河川毎及び施設毎に取りまとめ提出するものとする。
詳細については、「5 提出書類（5）成果品」によること。
- 5 受託者及び委託者は、必要な指示・承諾・協議・確認事項については、別に定める様式4「巡視業務協議簿」により、書面にて行うものとする。

4 履行期間

契約日から令和9年1月29日まで

5 巡視員に必要な資格等

巡視員に必要な資格等については、下記の通りとする。

区分	免許・資格・経歴
運転要員	普通自動車の運転免許を有する者
巡視要員	概ね2年以上の道路又は河川の維持管理に関わる業務経験を有する者
主任技術者※1	2級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者

※1 当該業務において指定する主任技術者は、主に業務に係る総合調整を行うこととし、当該業務の専従は必要としないものとする。なお、着手にあたり、主任技術者指定通知書を提出するものとする。

6 提出書類

(1) 業務実施計画書

業務着手後、速やかに業務を履行するために必要な手順や工法等についての業務実施計画書を委託者に提出しなければならない。なお、業務実施計画書を厳守し業務にあたること。

業務実施計画書には次の事項を記載しなければならない。また、委託者が、記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ア 業務概要

イ 計画工程表

河川巡視に係る工程表と巡視項目を記載する。

施設巡視に係る工程表と巡視項目を記載する。

その他公有財産巡視に係る工程表と巡視項目を記載する。

ウ 業務従事者（巡視員）登録通知書

巡視作業に従事する者の氏名、年齢、連絡先等について記載し、経歴書を添付すること。主任技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

エ 体制組織表（緊急時の連絡体制等）

オ 施行方法

河川パトロール車は受託者が用意するものとし、車輛番号、型式について記載し、車両の写真を添付すること。危険行為や禁止行為を発見した場合についての、対処方法を列挙する。施設破損に伴う緊急対応について、事例に応じた施行方法について記載する。

カ 安全管理計画

キ その他委託者が別途指定する書類等

(2) 巡視日誌

巡視後、巡視日誌（様式1、様式2）を3営業日以内に提出すること。巡視日誌の提出については、電子メールによる提出も可能とする。

ア 様式1

巡視河川、巡視延長、巡視施設、異常の有無、異常の内容等を記載する。

イ 様式2（異常箇所毎に提出）

下記のような新たな異常又は著しく悪化した異常が発見された場合、提出すること。

- ・河川管理施設の破損（転落防止柵の傾倒、護岸のひび割れなど）
- ・河川管理施設の機能異常（土砂堆積、溢水の恐れなど）
- ・不法占用（畑の越境、取水ポンプの設置など）
- ・不法投棄（自転車、冷蔵庫等回収が困難なものの投棄）

(3) 巡視月報

巡視月報（様式3）を翌月5日までに委託者に提出すること。

(4) 写真

以下の撮影した写真については、項目ごとに整理し、翌月5日までにデータで提出すること。

項目	写真の内容
巡視成果	河川巡視：始点・終点を含め概ね200m毎の河川、すべての暗渠マンホール（近景と遠景）での撮影成果 * 測点順に並べる 施設巡視：施設全景、導水管のマンホール及びグレーチング その他公有財産：全景
施設、河道の状況	主に施設破損等の異常、河川樹木の越境や倒木
河川区域の状況	主に不法占用等の異常 * 法16条3の河川、又は、河川敷地以外は不法占用の対象外
許可を要する行為	許可工作物の異常、無許可行為の状況
橋梁	橋梁状況（全体を通して1回）
その他公有財産	境界標、主に不法占用等の異常、許可・貸付の状況、樹木や工作物などの越境（隣接地からの越境を含む）
その他	軽度な異常、河川管理施設以外で河川に影響を及ぼしそうな異常 異常解消箇所
巡視状況	安全管理の状況等

(5) 成果品

業務完了時には、成果品作成前に委託者と十分に協議を行い、巡視結果について、次の項目を参考に作成し、業務成果品として提出すること。

ア 平面図（様式5）

委託者より提供する河川、雨水貯留池別平面図に異常箇所を記入する。
なお、様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。

イ 橋梁一覧表（様式6）

河川別に橋梁名等を集約したもの。
なお、様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。

7 諸法令の厳守

- (1) 受託者は、当該業務に関する諸法令及び諸法規を厳守し、業務が円滑に遂行できるよう努めなければならない。
- (2) 諸法令及び諸法規の適用は、受託者の責任と費用負担において行われなければならない。

8 官公庁等への手続き

- (1) 業務施行のため、必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかに委託者と協議するものとする。

9 特記事項

- (1) 本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。
- (2) 巡視結果及び成果品については、本市の同意なくして使用してはならない。
- (3) 巡視作業に入る前に地元住民と十分に協調を保ち混乱等を起こさないように心掛けるなければならない。
- (4) 本業務において、巡視中は「札幌市河川巡視中」及び「業務受託者名」の表示をすること。表示物については指定せず、受託者が用意すること。
- (5) 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に借用書又は受領書を提出しなければならない。また、受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (6) 巡視対象延長及び巡視位置に疑義が生じた場合、委託者と協議すること。なお、この協議は、様式4「巡視業務協議簿」により、書面にて行うものとする。
- (7) 受託者は、下表に定める期間ごとの役務を完了したときは、遅滞なく完了届を提出すること。完了検査に合格した時は、下表に定める期間ごとの契約金額の支払いを請求することができる。

	期間	支払金額
1	契約締結日～ 8月31日	契約金額の50%相当額 (円未満切り捨て)
2	9月1日～完了日	残 額 (端数調整分加算)

10 その他

この仕様書に定めのない事項については、受託者と委託者が協議のうえ定めるものとする。

様式 2

No	0000	区	名称	区分	SP	左右岸	住所(地先)	巡視時における前年からの変化	現状
					SP不明		x座標	y座標	

■巡視情報

最新年度	大分類	小分類	備考その他
	状況・規模		
異常発見初年度	前年からの変化		
	巡視業者・指導担当係	コメント	

■位置図(該当箇所を赤丸などで表示)



■状況写真(巡視報告・維持係現地確認) 撮影年月日、コメント等

20xx.xx.xx ○○○○○○○○○	20xx.xx.xx ○○○○○○○○○
20xx.xx.xx ○○○○○○○○○	20xx.xx.xx ○○○○○○○○○

施工年度	周辺影響度
その他備考	

■維持係記入欄1(対策実施前)

最終記入年月日	記入者	前回記入年月日	記入者
現況評価S(損傷度)	現地確認	確認年月日	
優先度グループ	対策方針T		
対応見込	対応予定時期	実施予定主体	
対応方針等コメント			
概算(千円)			
概算根拠・内訳			
備考			

■維持係記入欄2(対策実施後)

最終記入年月日	記入者	
実施時期	費用実績(千円)	実施主体
実施概要		

■完了後などの写真

20xx.xx.xx ○○○○○○○○○	20xx.xx.xx ○○○○○○○○○
----------------------	----------------------

様式3

課長	係長	業務員

巡視業者名 _____

河川・施設巡視月報(1/2)

(1/2)

業務名				実施月	
日	河川名・施設名	区間・箇所	延長	異常の有無(異常内容)	
1			km		
2			km		
3			km		
4			km		
5			km		
6			km		
7			km		
8			km		
9			km		
10			km		
11			km		
12			km		
13			km		
14			km		
15			km		

特記事項

河川・施設巡視月報(2/2)

(2/2)

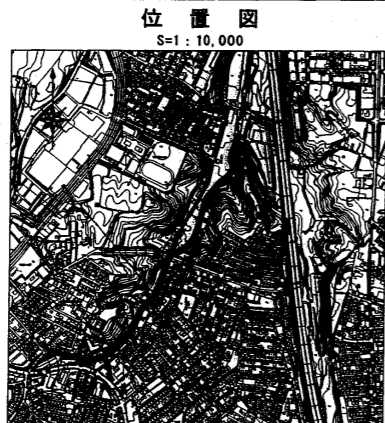
業務名				実施月	
日	河川名・施設名	区間・箇所	延長	異常の有無(異常内容)	
16			km		
17			km		
18			km		
19			km		
20			km		
21			km		
22			km		
23			km		
24			km		
25			km		
26			km		
27			km		
28			km		
29			km		
30			km		
31			km		
特記事項					

巡視業務協議簿（提出・報告・通知・届出・指示※・協議※・承諾※）

業務名：																				
No.	発議者		発議年月日	回答希望日	項目							協議内容		受託者：			委託者			
	受託者	委託者			提出	報告	通知	届出	確認	※様式7			資料名	内容	受託者氏名	処理・回答内容	処理・回答日	業務員名	処理・回答内容	処理・回答日
										指示	協議	承諾								
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				

※ ① この業務協議簿をもって、提出が行われたものとする。
 ② 受託者氏名については、主任技術者名を記入する。
 ③ 指示・協議・承諾に係る事項については、別途書面（様式7）の書面によること。また、業務内容の変更対象と判断される報告等の場合は、別途書面（様式7）で提出することとする。

図号	2007-416
年度	平成19年度
河川名	石狩川水系 準用河川三股川
図名	河川管理台帳図 縮尺 1:500
図面番号	全6葉の内1号 全3葉の内1号
測量年月	平成20年2月
測量者名	株式会社エール技術コンサルタント
札幌市建設局 下水道河川部 河川管理課	



(記載例)

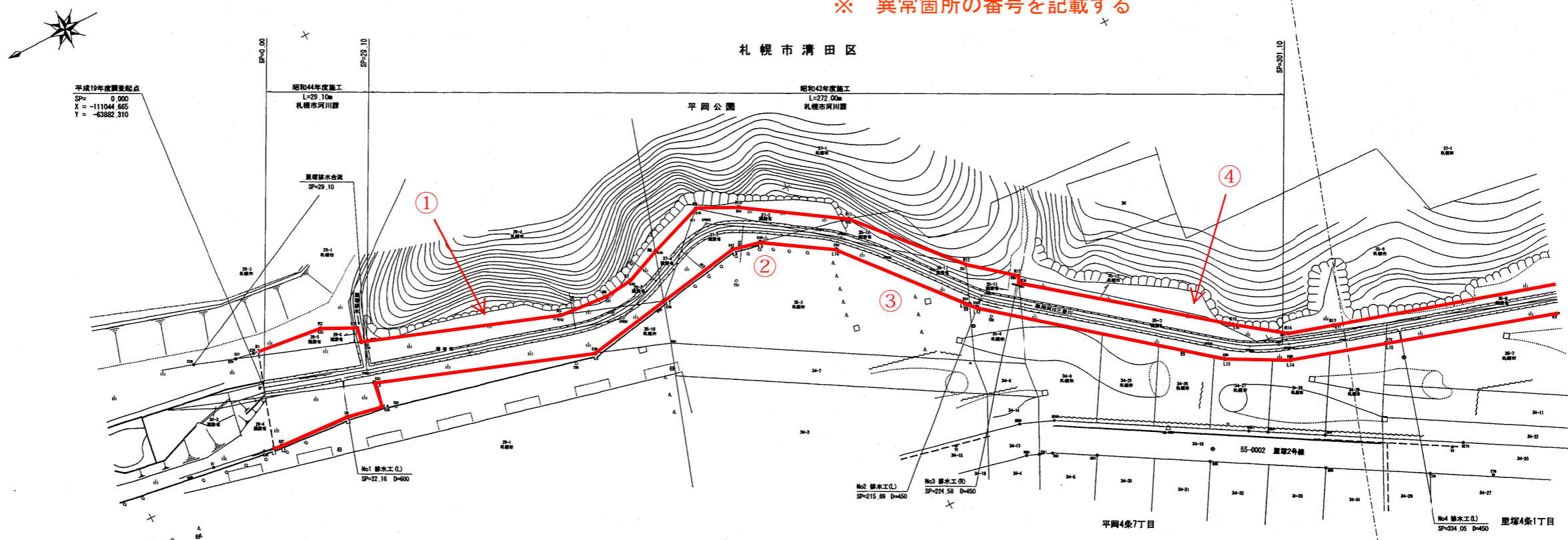
曲線表 (世界測地系)

点名	LA	R	TL	CL	SL	X	Y
BP						-11044.865	-63882.310
IPW01	1-02-25					-11072.804	-63911.312
IPW02	37-05-39	40	13.745	26.478	2.296	-11142.900	-63911.671
IPW03	54-09-37	20	10.226	18.906	2.463	-11175.435	-63898.674
IPW04	5-09-05					-11200.896	-63914.886
IPW05	8-47-53					-11207.221	-63919.886
IPW06	5-09-06					-11216.847	-63929.850
IPW07	13-09-11					-11234.555	-63962.228
IPW08	2-09-23					-11285.251	-63982.770
IPW09	11-02-38					-11294.490	-63999.444
IPW010	4-02-53					-11304.470	-64003.850
IPW011	2-05-24					-11319.301	-64009.178

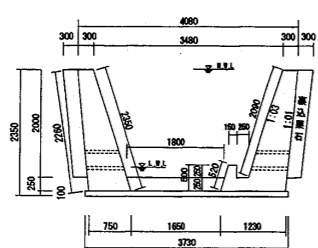
中心線成果表 (世界測地系)

点名	X	Y	方向角	点間距離	追加距離	備考
BP	-11044.865	-63882.310			0.000	
IPW01	-11072.804	-63911.312	187-61-33	29.353	29.353	直線部
IPW02	-11129.898	-63907.847	186-09-07	59.440	88.783	直線部
EC2	-11155.864	-63906.572		26.478	115.271	直線部
EC3	-11165.839	-63902.467	158-13-28	11.064	126.335	直線部
EC3	-11165.839	-63902.467		18.906	145.241	直線部
EC3	-11164.670	-63904.151	212-03-03	20.043	165.284	直線部
IPW04	-11200.896	-63914.886	217-31-11	7.849	173.133	直線部
IPW05	-11207.221	-63919.886	226-19-04	14.082	187.215	直線部
IPW06	-11216.847	-63929.850	231-48-13	28.475	215.690	直線部
IPW07	-11234.555	-63962.228	218-08-59	64.913	280.603	直線部
IPW08	-11285.251	-63982.770	215-00-36	11.397	292.000	直線部
IPW09	-11294.490	-63999.444	204-18-00	10.950	302.950	直線部
IPW010	-11304.470	-64003.850	199-25-04	15.725	318.675	直線部
IPW011	-11319.301	-64009.178				

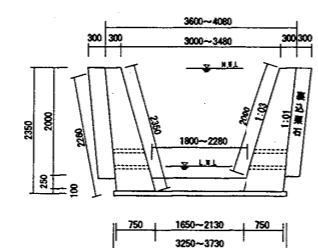
※ 異常箇所の番号を記載する



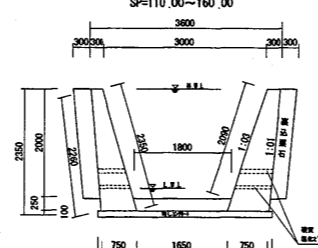
定規図 S=1:50 SP=0.00~20.00



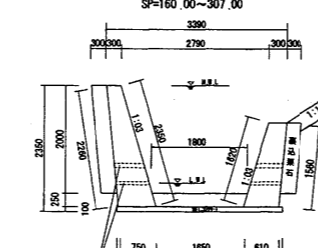
定規図 S=1:50 SP=20.00~35.00



定規図 S=1:50 SP=35.00~50.00



定規図 S=1:50 SP=50.00~110.00



境界点成果表 (日本測地系)

点番号	X	Y	備考
L1	-11302.720	-63862.225	2007-416
L2	-11324.421	-63901.811	09-018
L3	-11334.860	-63946.715	09-018
L4	-11334.813	-63956.851	09-018
L5	-11336.037	-63968.905	09-018
L6	-11336.858	-63970.191	09-018
L7	-11414.240	-63980.154	09-018
L8	-11441.814	-63982.037	09-018
L9	-11449.819	-63980.804	09-018
L10	-11467.840	-63975.597	09-018
L11	-11485.793	-63966.367	09-018
L12	-11495.649	-63947.889	09-018
L13	-11500.194	-63963.145	09-018
L14	-11566.007	-63701.761	09-018
L15	-11591.792	-63706.832	09-018

境界点成果表 (世界測地系)

点番号	X	Y	備考
L1	-11039.428	-63986.571	2007-416
L2	-11041.627	-63996.950	09-018
L3	-11062.670	-63980.461	09-018
L4	-11071.618	-63962.197	09-018
L5	-11072.740	-63956.251	09-018
L6	-11121.281	-63916.538	09-018
L7	-11150.050	-63912.501	09-018
L8	-11178.819	-63908.284	09-018
L9	-11186.824	-63910.251	09-018
L10	-11204.846	-63911.845	09-018
L11	-11220.884	-63902.715	09-018
L12	-11221.782	-63954.328	09-018
L13	-11226.886	-63909.484	09-018
L14	-11302.720	-64009.110	09-018
L15	-11328.485	-64016.182	09-018

- 記号凡例
- ⊕ 新設石標
 - ⊗ 新設金属標
 - ⊗ 新設木杭
 - ⊙ 新設石標
 - ⊙ 既設石標
 - 無標

様式 6

橋梁一覧表

河川名・区		巡視日	
2	〇〇川	①	5/1
	〇〇区	②	8/1

No.	区間・箇所(目標物)	L/R	施設名など	異常内容	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

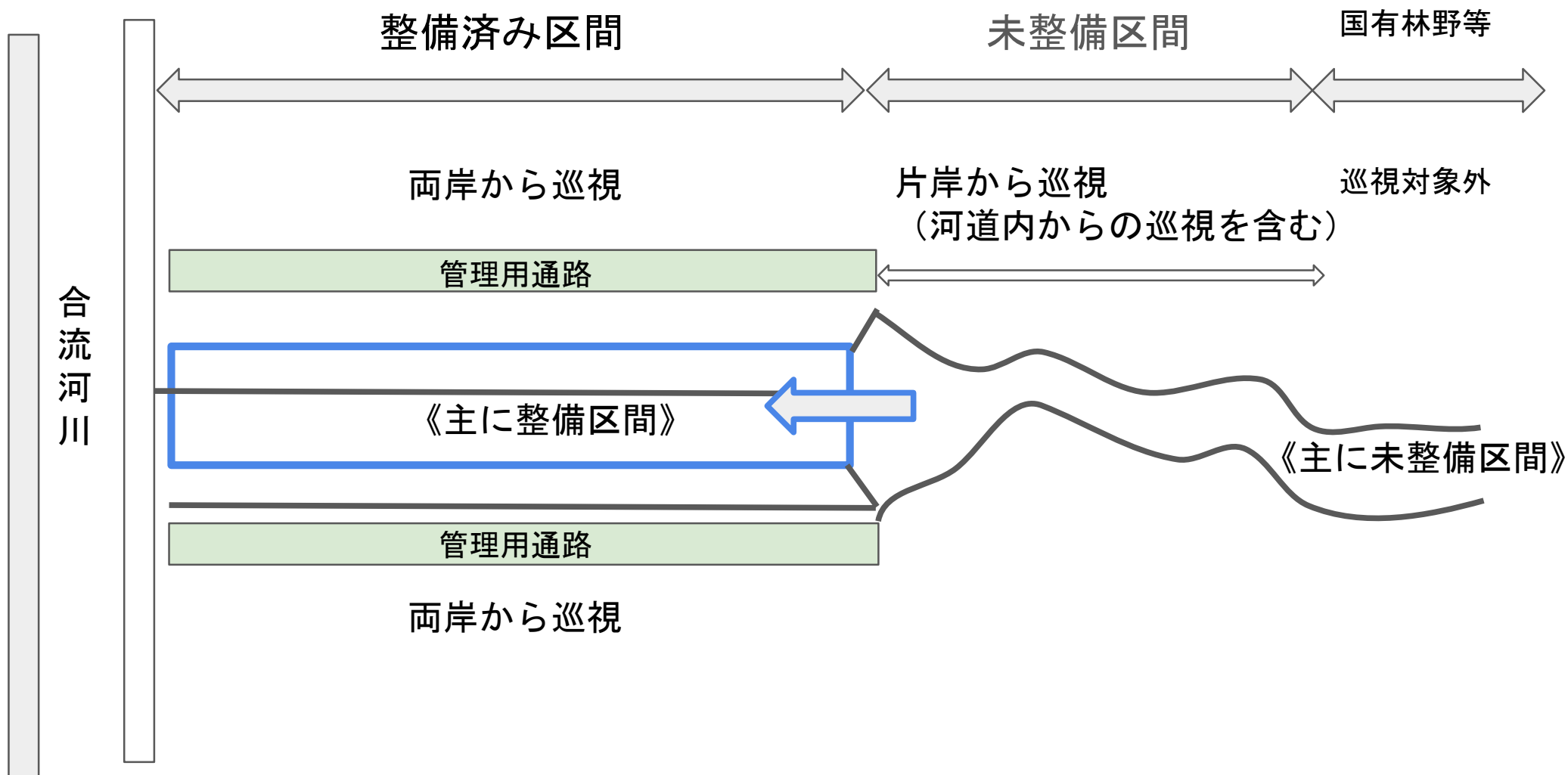
発議者	<input type="checkbox"/> 委託者	<input type="checkbox"/> 受託者	発議年月日		回答希望日	月	日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 確認						
業務名			河川名等				
(内容)							
添付資料 <input type="checkbox"/> 図面 (全 葉)							
処 理 回	委 託 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日					
		【回答】					
受 託 者	答 託 者	<input type="checkbox"/> 業務内容の変更の対象と <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する。ただし、詳細については別途指示する。					
		上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日					
		【回答】					

確 認 欄	委 託 者		
	課長	係長	業務員

確 認 欄	受 託 者	
	主任技術者	

【基本事項】

- 巡視方法は、徒歩による目視とする。（車両からの目視は原則不可）
- 1・2級及び準用河川のうち、川幅が狭く、管理用通路が無い等の河川は片岸からの巡視も可能とする。



別添1 巡視項目

巡視項目	巡視事項
1 河川の清潔等	良好な河川環境の保全のため、河川区域内における水質事故等や、ごみ等の投棄がないかの確認をする。
特殊な汚濁色、油の流下、魚の浮上等の有無	河川の水質について、異常な汚濁色、油の流下等がないかどうかを把握。ある場合はその状況。
ごみ等の投棄の有無 (家庭ごみ、不要家電、放棄車両、産業廃棄物、家畜の死骸等)	河川区域内においてごみや不要家電、車両等が投棄されていないか、あるいは産廃や危険物等が放置されていないかを把握。ある場合は、その状況。原因者が特定できた場合、撤去等の指導を合わせて行う。
2 敷地及び河川管理施設	河川区域内において、利用者が河川管理施設を安全に利用できるよう危険行為防止の観点から利用状況の把握を行う。また、河川管理施設が十分な治水機能を果たせるよう健全状態であることを確認する。
保全の状況	管理用地内において、危険行為が行われていないか、また、これによる河川機能の低下がないかを確認。
保全上支障を及ぼす物件の有無	
3 許可占使用の状況	許可工作物等が許可(承認)どおり完了したか完了届等に基づき状況把握を行う。また補修が必要と認められる程度の損傷や異常等がないかを現地において把握する。
許可条件の遵守状況	許可工作物における、本体及び取付護岸、取付水路等の補修を要する損傷や異常の有無。ある場合はその状況。
許可工作物の維持管理状況	
許可工作物設置工事における許可条件の遵守状況及び工法の適否。	
許可工作物が治水上に支障を及ぼす等問題点の有無。	
4 無許可占使用の状況	河川区域内において、許可を得ないで行われた土地使用や施設設置等の行為を把握する。
材木、土石等の放置及び置場使用の有無	河川区域内の土地における、無許可での土地使用の有無。ある場合はその状況。
植樹、放牧農耕等の使用の有無	河川区域内の土地における、無許可での土地使用の有無。ある場合はその状況。
汚物の放棄、汚水の排出の有無	河川管理者に無届出の汚水排水の有無。ある場合その状況。
河川管理施設に影響を及ぼす行為の有無	人為的な河川の損傷等、施設に影響を及ぼす行為が行われていないかを把握。ある場合はその状況。
取水及び排水行為の有無	新たな取水施設やポンプの設置、排水施設の設置による、無許可の行為の有無。ある場合その状況。
堰、樋門、水路、昇降路、橋等の設置の有無	河川区域内の土地における、無許可での施設設置の有無。ある場合はその状況。
家屋、小屋、看板等の設置の有無	
5 産出物の採取状況	許可(承認)どおり実施されているか、また、完了したかを実施計画書及び完了届等に基づき状況把握を行う。
無許可の産出物採取の有無	河川区域内の土地における、無許可で産出物採取等行為の有無。ある場合はその状況。
6 河川管理施設等の維持状況	河川管理施設等について、補修が必要と認められる程度の損傷や異常がないかを、外観観察により可能な範囲で現地において把握する。
河川管理施設の破損状況	河川管理施設について、補修が必要と認められる程度の損傷や異常等の有無。ある場合その状況。
転落防止柵等の安全施設の状況	転落防止柵等の安全施設について、補修が必要と認められる程度の損傷や汚損等顕著な変状の有無。ある場合その状況。
河道内の状況(土砂堆積・洗掘、樹木の繁茂)	河道内における砂州の形成や移動、樹木の繁茂状況や流木による、河積阻害及び構造物への影響等の有無。ある場合その状況。
暗渠の状況	河川等の暗渠管理設部の路面等沈下状況やマンホール等の破損の有無を地上部から目視で確認。異常がある場合はその状況。
7 その他公有財産の状況	その他公有財産について、良好な状態であるか、また、維持管理上修繕や改良等の必要性がないかを現地において確認する。
境界標の有無、損傷の確認	境界標があるか、盛土等によって埋まっていないか、頭部が破損していないか等を把握する。
不法占用・使用(境界侵入を含む)、不法投棄等の有無	不法占用(工作物等の越境など)、不法投棄等の不法行為がないかを把握する。
使用許可・貸付の使用状況	使用許可・貸付けを行っている土地について、許可・貸付状況に問題がないかを把握する。
環境整備(除草、清掃等)の必要性の確認	隣接地の土地利用状況を考慮し、除草やごみ処理の必要性がないかを把握する。

別添2 巡視確認箇所

河川巡視		施設巡視		その他公有財産巡視	
河川管理 施設・河 道の状況	護岸	貯留池内 の状況	土砂堆積・草本繁茂	土地境界 付近の状 況	境界標の有無・損傷
	河床コンクリート		流入部		隣接地からの工作物(家 屋・塀等)の越境
	転落防止柵		排水部		植物の枝等の隣接地への 越境
	ガードレール		壁面・底面		周辺状況の確認(盛土等に よる境界標等への影響)
	管理用通路		施設(柵・鍵・看板等)に破 損はないか	その他	
	土砂堆積・草本繁茂		不法投棄	土地内の 状況	不法占用・不法使用
	法面・河床(自然河川)		内部の利用状況		不法投棄
	流木・倒木	その他	使用許可、貸付の状況		
	水質汚濁	管路の状 況	管路上部(陥没・段差等)	環境状況(雑草、ごみ)	
	陥没		マンホール(段差・ガタツ キ等)	その他	
	看板		トラフ・柵(土砂等堆積・段 差・破損状況等)		
	東屋・ベンチ・遊具・階段 工		グレーチング(段差・格子 の破損状況等)		
	その他		コンクリート蓋(段差・ガタ ツキ等)		
	その他				
河川区域 内の状況	不法占用(畑・花)				
	不法占用(看板)				
	不法占用(家屋・物置)				
	不法占用(資材置き場)				
	不法占用(駐車・駐輪)				
	不法行為・危険行為				
	不法投棄				
工作物・ その他許 可を要す る行為	許可工作物の異常				
	無許可工作物				
	取水				
	排水				

別添3 河川別巡視調書

【1級河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長 (km)		巡視区域		巡視時期と延長 (km)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	
4	厚別	石狩川	山本川(9-5)	2.80	—	2.80	—	5.60	5.60	
5	清田	石狩川	三里川(16-3)	0.93	—	0.93	—	1.86	1.86	平岡公園内
9	白石	石狩川	北白石川(9-5)	4.20	—	4.20	—	8.40	8.40	
10	南	石狩川	山鼻川(9-5)	1.52	—	1.52	—	3.04	3.04	
11	南	石狩川	穴の川(16-3)	0.52	—	0.52	—	1.04	1.04	
12	南	石狩川	藤野沢川(9-5)	1.10	—	1.10	—	2.20	2.20	
河川数 6 河川 延長 11.07 km				11.07	0.00	11.07	0.00	22.14	22.14	
巡視河川数 6 河川 延長 11.07 km								のべ巡視延長	44.28	

別添3 河川別巡視調書

【準用河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	
19	南	石狩川	厚別川	4.00	—	3.80	0.20	7.60	7.60	一部除外(砂防区域) 未整備
20	厚別	石狩川	ポロベツ川	1.10	0.50	1.10	—	1.70	1.70	一部暗渠
21	厚別	石狩川	厚別西川	1.90	0.40	1.90	—	3.40	3.40	一部暗渠
22	厚別	石狩川	厚信川	0.80	—	0.80	—	1.60	1.60	
23	厚別	石狩川	熊の沢川	1.20	—	1.20	—	2.40	2.40	
24	厚別	石狩川	山本川	0.60	0.10	0.60	—	1.10	1.10	一部暗渠
25	清田	石狩川	三里川	1.11	—	1.11	—	2.22	2.22	
26	清田	石狩川	トンネ川	2.00	—	2.00	—	4.00	4.00	
27	清田	石狩川	ポントンネ川	1.60	—	1.60	—	3.20	3.20	SP964より上流は横断部(5か所)のみ
28	清田	石狩川	ハルキポントンネ川	0.29	0.29	0.29	—	0.29	0.29	暗渠
29	清田	石狩川	山部川	1.80	—	1.80	—	3.60	3.60	沈砂池あり
30	清田	石狩川	真栄川	0.90	—	0.90	—	1.80	1.80	
31	清田	石狩川	西真栄川	1.40	—	1.40	—	2.80	2.80	
32	清田	石狩川	左真栄川	0.30	—	0.30	—	0.60	0.60	
33	白石	石狩川	旧月寒川	1.98	—	1.98	—	3.96	3.96	
34	豊平	石狩川	うらうちない川	3.20	—	3.20	—	6.40	6.40	
35	白石	石狩川	逆川	0.78	0.60	0.78	—	0.96	0.96	一部暗渠
36	南	石狩川	精進川	7.00	—	7.00	—	7.00	7.00	未整備の為片側巡視
37	南	石狩川	オカバルシ川	2.50	—	0.90	1.60	1.80	1.80	一部除外(砂防区域)
38	南	石狩川	ポンオカバルシ川	1.30	—	0.60	0.70	1.20	1.20	一部除外(砂防区域)
39	南	石狩川	藤野川	1.50	0.35	1.50	—	2.65	2.65	一部暗渠 スクリーンあり
40	南	石狩川	左藤野川	0.40	0.24	0.40	—	0.56	0.56	一部暗渠
41	南	石狩川	東野々沢川	1.90	—	1.90	—	3.80	3.80	

別添3 河川別巡視調書

【準用河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	
42	南	石狩川	東御料川	1.00	—	1.00	—	2.00	2.00	
43	南	石狩川	簾舞川	1.40	—	1.20	0.20	2.40	2.40	一部除外(砂防区域)
44	南	石狩川	東砥山川	0.70	—	0.37	0.33	0.74	0.74	一部除外(東砥山橋下流、山中)
61	白石	石狩川	北郷川	1.13	—	1.13	—	1.13	1.13	未整備
河川数 27 河川 延長 43.79 km				43.79	2.48	40.76	3.03	70.91	70.91	
巡視河川数 27 河川 延長 40.76 km								のべ巡視延長	141.82	

別添3 河川別巡視調書

【重要河川の普通河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		巡視時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
61	厚別	石狩川	ボンノッポロ川	1.67	—	1.67	—	1.67	1.67	—	—	市域界まで
62	厚別	石狩川	下野幌排水	0.49	0.40	0.49	—	0.49	0.49	—	—	一部暗渠
63	厚別	石狩川	西野幌川	0.38	—	0.38	—	—	—	0.38	0.38	市域界まで
66	厚別	石狩川	熊の沢川	0.75	—	0.75	—	0.75	0.75	—	—	
67	厚別・清田	石狩川	大曲川	8.81	—	6.70	2.11	5.80	5.80	0.90	0.90	砂防区域まで
68	白石	石狩川	6線幹道排水	3.41	—	3.41	—	—	—	3.41	3.41	
69	白石	石狩川	7線幹道排水	1.96	—	1.96	—	—	—	1.96	1.96	
70	白石・厚別	石狩川	7号幹道排水	1.40	—	1.40	—	—	—	1.40	1.40	
72	厚別	石狩川	山本川下排水	0.75	0.04	0.75	—	—	—	0.75	0.75	一部暗渠
75	清田	石狩川	里塚排水	0.40	0.08	0.40	—	0.40	0.40	—	—	
77	清田	石狩川	三里東排水	2.10	2.00	2.10	—	2.10	2.10	—	—	一部暗渠
79	白石・豊平	石狩川	吉田川	4.40	1.36	3.38	1.02	3.38	3.38	—	—	一部暗渠 調整区域まで
80	豊平	石狩川	吉田川第1排水	0.52	0.52	0.52	—	0.52	0.52	—	—	暗渠
81	清田	石狩川	旧トンネ川	1.33	1.11	1.33	—	1.33	1.33	—	—	一部暗渠
87	清田	石狩川	真栄川	2.32	0.31	0.05	2.27	—	—	0.05	0.05	通路横断部2か所のみ
88	清田	石狩川	西真栄川	2.30	—	0.74	1.56	—	—	0.74	0.74	道路並行部まで
89	清田	石狩川	中真栄第1排水	0.84	—	0.84	—	—	—	0.84	0.84	
90	清田	石狩川	東真栄川	1.04	—	0.32	0.72	—	—	0.32	0.32	護岸整備部まで
116	白石	石狩川	8号幹道排水	1.99	—	1.99	—	—	—	1.99	1.99	
117	白石	石狩川	9号幹道排水(北)	2.44	—	2.44	—	—	—	2.44	2.44	
118	白石	石狩川	9号幹道排水(南)	2.41	—	2.41	—	—	—	2.41	2.41	
119	白石	石狩川	10号幹道排水	2.08	—	2.08	—	—	—	2.08	2.08	
120	白石	石狩川	11号幹道排水	2.22	—	2.22	—	—	—	2.22	2.22	一部暗渠
121	白石	石狩川	川下3号線沿排水	1.25	—	1.25	—	—	—	1.25	1.25	
122	白石	石狩川	川下排水	1.05	—	1.05	—	—	—	1.05	1.05	
124	白石	石狩川	12号幹道排水	1.32	0.54	1.32	—	0.35	0.35	0.97	0.97	一部暗渠
125	白石	石狩川	13号幹道排水	1.38	0.91	1.38	—	1.38	1.38	—	—	一部暗渠
127	豊平	石狩川	月寒川	2.03	—	0.10	1.93	—	—	0.10	0.10	水源地堤防部のみ
128	白石	石狩川	米里幹線排水	1.05	—	1.05	—	1.05	1.05	—	—	
129	白石	石狩川	9号幹道西排水	0.24	0.12	0.24	—	0.24	0.24	—	—	一部暗渠
130	白石	石狩川	9線幹道沿西排水	0.37	—	0.37	—	0.37	0.37	—	—	
132	白石	石狩川	本通東排水(南)	1.29	0.87	1.29	—	1.29	1.29	—	—	一部暗渠
133	白石	石狩川	本通西排水	0.97	0.85	0.97	—	0.97	0.97	—	—	一部暗渠

別添3 河川別巡視調書

【重要河川の普通河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		巡視時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
134	白石・豊平	石狩川	1号用水(豊平)	4.03	4.03	4.03	—	4.03	4.03	—	—	暗渠
135	豊平	石狩川	西岡排水	1.22	1.02	0.93	0.29	0.93	0.93	—	—	一部暗渠(上流部札大構内のため除外)
137	白石	石狩川	10線幹道排水	1.04	0.62	1.04	—	1.04	1.04	—	—	一部暗渠
144	白石	石狩川	白石川(北)	0.96	0.96	0.96	—	0.96	0.96	—	—	暗渠
147	南	石狩川	真駒内用水	3.83	0.48	2.56	1.27	2.26	2.26	0.30	0.30	除外(自衛隊敷地内)
148	南	石狩川	右精進川	2.96	0.38	0.15	2.81	0.15	0.15	—	—	除外(調整区域)
151	南	石狩川	無名川(南04)	2.38	—	1.50	0.88	—	—	1.50	1.50	道路横断部まで
152	南	石狩川	山鼻川	0.94	0.29	0.94	—	0.75	0.75	0.19	0.19	九萬坪線まで
153	南	石狩川	真駒内支流排水	0.41	0.08	0.41	—	0.14	0.14	0.27	0.27	
159	南	石狩川	鳥居沢川	1.45	—	0.56	0.89	—	—	0.56	0.56	常盤湯ノ沢線から無名川(南06)合流まで
163	南	石狩川	中の沢1号川	1.72	0.13	0.94	0.78	0.60	0.60	0.34	0.34	印藤牧場まで
169	南	石狩川	北の沢第二排水	0.87	0.87	0.87	—	0.87	0.87	—	—	暗渠
173	南	石狩川	北の沢第四排水	0.68	0.26	0.68	—	—	—	0.68	0.68	
177	南	石狩川	硬石の沢川	0.79	0.16	0.50	0.29	0.50	0.50	—	—	市街化区域内のみ
179	南	石狩川	右南の沢川	1.50	—	0.82	0.68	0.06	0.06	0.76	0.76	砂防区間まで
180	南	石狩川	南の沢右の沢川	1.53	0.13	0.47	1.06	—	—	0.47	0.47	砂防区間手前の横断管まで
182	南	石狩川	石山2号線排水	0.27	—	0.27	—	0.27	0.27	—	—	
183	南	石狩川	石山川	3.38	0.05	1.02	2.36	—	—	1.02	1.02	一部除外(山中)、道路隣接部まで
191	南	石狩川	ポンオカバルシ川	1.94	—	1.11	0.83	—	—	1.11	1.11	道路横断部まで
194	南	石狩川	藤野沢川	1.28	—	0.58	0.70	—	—	0.58	0.58	護岸部のみ
195	南	石狩川	藤野川	1.14	—	1.14	—	—	—	1.14	1.14	
196	南	石狩川	旧野々沢川	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50	—	—	暗渠(上部遊歩道)
199	南	石狩川	白川	3.74	—	1.56	2.18	—	—	1.56	1.56	道路横断部まで
204	南	石狩川	西野々沢川	0.83	—	0.83	—	0.83	0.83	—	—	
211	南	石狩川	空沢川	2.37	—	1.25	1.12	—	—	1.25	1.25	砂防区間まで
213	南	石狩川	中の沢川(豊滝)	2.23	—	2.23	—	—	—	2.23	2.23	
214	南	石狩川	盤の沢川	5.63	—	4.00	1.63	—	—	4.00	4.00	国有林界まで
215	南	石狩川	砥山沢川	1.11	—	1.11	—	—	—	1.11	1.11	国有林界まで
216	南	石狩川	滝の沢川(豊滝)	5.33	—	2.60	2.73	—	—	2.60	2.60	砂防区間下流まで
217	南	石狩川	山部沢川	2.99	—	2.15	0.84	—	—	2.15	2.15	国道横断部 道路横断部4か所目まで
218	南	石狩川	鱒の沢川	2.24	—	0.52	1.72	—	—	0.52	0.52	道路横断部まで
221	南	石狩川	豊水の沢川	0.90	—	0.68	0.22	—	—	0.68	0.68	国有林界まで
223	清田	石狩川	吉田用水	0.50	—	0.50	—	0.50	0.50	—	—	

別添3 河川別巡視調書

【重要河川の普通河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		巡視時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
224	白石	石狩川	本通東排水(北)	0.30	—	0.30	—	0.30	0.30	—	—	
226	白石	石狩川	白石川(南)	0.11	—	0.11	—	0.11	0.11	—	—	
230	南	石狩川	定山溪第一沢川	0.26	—	0.26	—	0.26	0.26	—	—	国有林界まで
340	清田	石狩川	真栄排水(南)	0.71	0.58	0.14	0.57	0.14	0.14	—	—	SP1450付近から
河川数 70 河川 延長 121.03 km				121.03	19.65	87.57	33.46	37.29	37.29	50.28	50.28	
巡視河川数 70 河川 延長 87.57 km								のべ巡視延長	74.58	のべ巡視延長	100.56	

別添3 河川別巡視調書

【その他の河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		巡視時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
59	厚別	石狩川	4線幹道排水	1.26	—	1.11	0.15	—	—	1.11	—	機場から 下流は山本排水機場
60	厚別	石狩川	森林公園川	0.79	—	0.79	—	0.29	—	0.50	—	
64	厚別	石狩川	西区第2排水	0.39	0.18	0.39	—	0.39	—	—	—	一部暗渠
65	厚別	石狩川	下野幌第1排水	1.41	1.41	1.41	—	1.41	—	—	—	暗渠
71	厚別	石狩川	9号幹道排水(東)	0.43	0.26	0.43	—	—	—	0.43	—	一部暗渠
73	厚別	石狩川	山本排水	0.63	0.12	0.63	—	0.63	—	—	—	一部暗渠
74	清田	石狩川	三里川	0.56	0.56	0.56	—	0.56	—	—	—	暗渠
76	清田	石狩川	里塚西排水	0.50	0.50	0.50	—	0.50	—	—	—	暗渠
78	厚別・清田	石狩川	桜川	0.69	0.64	0.69	—	0.69	—	—	—	暗渠
82	清田	石狩川	真栄排水(北)	0.88	0.32	0.88	—	0.88	—	—	—	一部暗渠
83	清田	石狩川	清田川	1.25	0.41	0.41	0.84	—	—	0.41	—	一部除外(スクリーン上流) スクリーンあり
84	清田	石狩川	トンネ川	0.74	—	0.74	—	—	—	0.74	—	
85	清田	石狩川	山部川	8.56	—	—	8.56	—	—	—	—	除外(山中)
86	清田	石狩川	ボンヤマベ川	1.85	—	—	1.85	—	—	—	—	除外(山中)
91	清田	石狩川	有明第3沢川	0.60	—	—	0.60	—	—	—	—	除外(山中)
92	清田	石狩川	有明第4沢川	0.59	—	0.05	0.54	—	—	0.05	—	道路横断部のみ
93	清田	石狩川	有明第5沢川	1.11	—	0.05	1.06	—	—	0.05	—	道路横断部のみ
94	清田	石狩川	有明第1沢川	2.30	0.16	0.05	2.25	—	—	0.05	—	道路横断部のみ
95	清田	石狩川	有明左第1沢川	0.35	—	—	0.35	—	—	—	—	除外(山中)
96	清田	石狩川	有明第6沢川	3.90	—	0.05	3.85	—	—	0.05	—	道路横断部のみ
97	清田	石狩川	有明第7沢川	0.59	—	0.05	0.54	—	—	0.05	—	道路横断部のみ
98	清田	石狩川	有明第2沢川	1.49	—	0.05	1.44	—	—	0.05	—	道路横断部のみ
99	清田	石狩川	有明第9沢川	0.56	—	0.05	0.51	—	—	0.05	—	道路横断部のみ
100	清田	石狩川	有明第8沢川	2.00	—	0.05	1.95	—	—	0.05	—	道路横断部のみ
101	清田	石狩川	鱒見の沢川(雲井川)	2.79	—	—	2.79	—	—	—	—	除外(山中)
102	南	石狩川	竹子沢川	1.00	—	—	1.00	—	—	—	—	除外(山中)
103	清田	石狩川	無名川(清01)	1.38	—	—	1.38	—	—	—	—	除外(山中)
104	南	石狩川	野牛沢川	2.55	—	—	2.55	—	—	—	—	除外(公園内のため)
105	南	石狩川	清水沢川	2.04	—	0.40	1.64	—	—	0.40	—	公園以外
115	白石	石狩川	8線幹道排水	0.49	—	0.49	—	—	—	0.49	—	
123	白石	石狩川	9線幹道排水	0.42	0.42	0.42	—	0.42	—	—	—	一部暗渠
126	白石	石狩川	鉄北線沿排水	1.24	1.22	1.22	0.02	1.22	—	—	—	暗渠
131	豊平・南	石狩川	望月寒川	5.34	—	—	5.34	—	—	—	—	除外(砂防区間)
136	豊平	石狩川	月寒西岡排水	0.37	0.17	0.17	0.20	—	—	0.17	—	暗渠(上流開渠部は除外)
138	豊平	石狩川	ラウネナイ川	1.28	—	0.04	1.24	—	—	0.04	—	国道横断BOXのみ 衛生研究所内のため除外

別添3 河川別巡視調書

【その他の河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		巡視時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
139	豊平	石狩川	うらうちない川	1.33	—	—	1.33	—	—	—	—	除外(衛生研究所内)
140	豊平	石狩川	月寒川支水路	1.20	0.15	0.15	1.05	0.15	—	—	—	暗渠
141	豊平	石狩川	無名川(豊01)	0.87	—	—	0.87	—	—	—	—	除外(山中)
142	豊平	石狩川	西岡南排水	0.58	—	—	0.58	—	—	—	—	除外(山中)
143	白石	石狩川	小沼川	2.24	1.98	2.24	—	2.24	—	—	—	一部暗渠(上流部トラフのみ)
145	南	石狩川	精進川	1.83	—	0.49	1.34	—	—	0.49	—	一部除外(砂防区間)
146	南	石狩川	1号用水(澄川)	1.25	1.25	1.25	—	1.25	—	—	—	暗渠 遊歩道
149	南	石狩川	計石川	0.97	—	0.08	0.89	—	—	0.08	—	一部除外(山中) 道路隣接部まで
150	南	石狩川	左精進川	3.83	0.09	1.98	1.85	—	—	1.98	—	一部除外(砂防区間、立入禁止)
154	南	石狩川	金古沢川	3.16	0.03	—	3.16	—	—	—	—	除外(山中)
155	南	石狩川	常盤川	0.21	0.06	0.21	—	—	—	0.21	—	
156	南	石狩川	常盤湯の沢排水	0.16	—	0.16	—	—	—	0.16	—	
157	南	石狩川	小滝の沢川	3.17	—	2.23	0.94	—	—	2.23	—	無名川(南05)合流(国有林)まで
158	南	石狩川	無名川(南05)	0.71	—	—	0.71	—	—	—	—	除外
160	南	石狩川	中の沢川(簾舞)	0.67	—	—	0.67	—	—	—	—	除外(砂防区間、山中)
161	南	石狩川	北の沢川	5.13	—	—	5.13	—	—	—	—	除外(砂防区間)
162	南	石狩川	中の沢川	5.56	—	—	5.56	—	—	—	—	除外(砂防区間)
164	南	石狩川	左中の沢川	1.63	—	—	1.63	—	—	—	—	除外(砂防区間)
165	南	石狩川	右中の沢川	1.21	0.15	0.24	0.97	—	—	0.24	—	砂防区間まで
166	南	石狩川	北の沢第一排水	0.08	0.08	0.08	—	0.08	—	—	—	民有地内暗渠
167	南	石狩川	北の沢第六排水	0.32	0.32	0.32	—	0.32	—	—	—	暗渠
168	南	石狩川	北の沢第三排水	0.12	0.07	0.12	—	0.12	—	—	—	一部暗渠
170	南	石狩川	北の沢第五排水	0.71	0.09	—	0.71	—	—	—	—	除外(山中)
171	南	石狩川	左北の沢川	1.87	—	—	1.87	—	—	—	—	除外(砂防区間、山中)
172	南	石狩川	右北の沢川	1.89	—	—	1.89	—	—	—	—	除外(砂防区間、山中)
174	南	石狩川	トモエ川	0.34	—	—	0.34	—	—	—	—	除外(山中)
175	南	石狩川	南の沢川	4.84	—	—	4.84	—	—	—	—	除外(砂防区間)
176	南	石狩川	硬石の沢川分水路	0.35	0.32	0.35	—	0.35	—	—	—	一部暗渠
178	南	石狩川	左南の沢川	1.54	1.31	1.31	0.23	1.31	—	—	—	暗渠のみ
181	南	石狩川	穴の川	4.59	—	—	4.59	—	—	—	—	除外(砂防区間)
184	南	石狩川	東石山川	1.39	0.24	0.24	1.15	—	—	0.24	—	暗渠のみ
185	南	石狩川	穴の沢第1排水	0.80	0.25	0.25	0.55	0.25	—	—	—	暗渠のみ 市街化区域内のみ
186	南	石狩川	小沢川	1.48	—	—	1.48	—	—	—	—	除外(山中)
187	南	石狩川	穴の沢排水	0.21	0.05	0.21	—	—	—	0.21	—	一部暗渠
188	南	石狩川	穴の沢第2排水	0.64	—	—	0.64	—	—	—	—	除外(砂防区間、山中)

別添3 河川別巡視調書

【その他の河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)		巡視時期と延長(km)(調整区域)		備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	1回目	2回目	
189	南	石狩川	無名川(南09)	0.14	—	—	0.14	—	—	—	—	除外(山中)
190	南	石狩川	オカバルシ川	5.76	0.14	—	5.76	—	—	—	—	除外(砂防区間、山中)
192	南	石狩川	藤野1号排水	1.42	—	0.77	0.65	—	—	0.77	—	道路横断部まで
193	南	石狩川	無名川(南10)	2.16	—	—	2.16	—	—	—	—	除外(山中)
197	南	石狩川	左藤野川	0.11	—	—	0.11	—	—	—	—	除外(山中)
198	南	石狩川	東白川	1.43	—	0.35	1.08	—	—	0.35	—	硬石山線横断部まで
200	南	石狩川	省三沢川	0.58	—	0.40	0.18	—	—	0.40	—	通路横断部まで
201	南	石狩川	梅村沢川	0.73	—	0.20	0.53	—	—	0.20	—	民家付近まで
202	南	石狩川	野々沢川	4.53	—	—	4.53	—	—	—	—	除外(砂防区間)
203	南	石狩川	西白川	1.29	0.06	0.81	0.48	—	—	0.81	—	石山線横断部まで
205	南	石狩川	東御料川	0.45	—	0.45	—	—	—	0.45	—	
206	南	石狩川	簾舞川	4.04	—	—	4.04	—	—	—	—	除外(砂防区間、山中)
207	南	石狩川	豊簾川	0.49	—	—	0.49	—	—	—	—	除外(国有林野内)
208	南	石狩川	焼沢川	1.28	—	—	1.28	—	—	—	—	除外(国有林野内)
209	南	石狩川	藤簾川	0.41	—	—	0.41	—	—	—	—	除外(山中)
210	南	石狩川	簾舞排水	0.39	0.39	0.24	0.15	0.22	—	0.02	—	一部除外(野生動物遭遇の危険性)、暗渠
212	南	石狩川	板割沢川	2.50	—	1.61	0.89	—	—	1.61	—	道路横断部まで
219	南	石狩川	東定山溪川	0.23	0.15	0.23	—	0.23	—	—	—	国有林界まで
222	南	石狩川	一番川	0.84	—	0.03	0.81	—	—	0.03	—	道路横断部のみ(30m)
225	豊平	石狩川	澄川排水	0.28	0.19	0.28	—	0.28	—	—	—	一部暗渠
227	南	石狩川	川沿南排水	0.33	0.21	0.33	—	0.33	—	—	—	一部暗渠
228	南	石狩川	南の沢第一排水	0.04	0.04	—	0.04	—	—	—	—	除外
229	南	石狩川	石山南排水	0.51	0.01	—	0.51	—	—	—	—	除外(砂防区間、山中)
231	南	石狩川	藤野排水	0.57	0.47	0.57	—	0.57	—	—	—	
総河川数 94 河川 総延長 139.72 km				139.72	14.47	29.86	109.86	14.69	0.00	15.17	0.00	
巡視河川数 57 河川 巡視延長 29.86 km								のべ巡視延長	14.69	のべ巡視延長	15.17	

別添4 雨水貯留池調書

番号	年度	名称	該当区	設置場所	貯留地面積 (m ²)	管路・トラフ延長 (m)	放流河川	備考
2	S60	第1テクノパーク	厚別区	下野幌テクノパーク1丁目23-2	3,422.00	10.0	(普)ポンノッポロ川	冬季雪堆積場
3	S61	サンブライト真駒内団地(A)	南区	真駒内330-1	5,857.00	59.0	(普)左精進川	
4	S61	サンブライト真駒内団地(B)	南区	真駒内332-17	2,826.00	207.0	公共下水道	
6	S62	清田ファミリータウン	清田区	清田4条4丁目174-104	1,814.00	96.0	(1)清田川	
7	S62	真駒内アート地区	南区	真駒内254-116	3,196.00	269.0	(1)真駒内川	平成10年多目的利用開始 R7名称変更
9	S63	日鉱不動産石山団地	南区	石山3条6丁目553-94外1	2,139.00	31.0	(1)穴の川	
10	S63	第2テクノパーク(A)	厚別区	もみじ台北3丁目18-2	2,750.00	19.0	(普)ポンノッポロ川	
11	S63	第2テクノパーク(B)	厚別区	下野幌テクノパーク2丁目22-3外2	5,863.00	15.0	(普)ポンノッポロ川	冬季雪堆積場
12	S63	三晃開発南の沢団地	南区	南沢6条4丁目1812-1118外7	598.00	53.0	(普)南の沢川	
13	H1	南が丘団地(専用貯留池)	南区	南沢2条1丁目13-4	900.00	630.0	(普)南の沢川	
14	H1	南が丘団地(中学校兼用貯留池)	南区	南沢2条1丁目	—	No.13兼用	(普)南の沢川	南が丘中学校グラウンドと兼用
16	H1	清田土地区画整理団地	清田区	清田6条1丁目10-1	2,300.00	62.0	(準)ポントンネ川	
17	H1	清田中央土地区画整理団地	清田区	清田6条1丁目19-4	440.00	154.0	(準)トンネ川	
18	H1	清田南土地区画整理団地	清田区	清田6条1丁目20-24	1,391.00	86.0	(準)トンネ川	
19	H1	アイシティ羊が丘団地	清田区	真栄4条1丁目105-78	964.00	28.0	(1)厚別川	
20	H2	清田真栄C工区団地	清田区	真栄4条2丁目18	3,270.00	145.0	(1)厚別川	
21	H2	清田真栄D工区団地	清田区	真栄4条1丁目160-8外6	4,435.00	60.0	(1)厚別川	
27	H3	中ノ沢土地区画整理団地	南区	中ノ沢2丁目7	3,711.00	156.0	(普)中の沢川	
31	H3	南沢安田団地	南区	南沢5条4丁目1835-25	381.00	18.0	公共下水道	
33	H4	清田真栄D工区団地	清田区	真栄6条1丁目	—	24.0	(準)山部川	真栄西公園と兼用
36	H4	札幌ハイテクヒル真栄(A)	清田区	真栄363-49外2	4,497.00	65.0	(準)山部川	平成5年多目的利用開始(中止)
37	H4	札幌ハイテクヒル真栄(B)	清田区	真栄363-66外3	2,010.00	46.0	(準)西真栄川	
45	H6	東恵真駒内団地	南区	真駒内251-104	1,100.00	428.0	(1)真駒内川	
49	H7	簾舞土地区画整理団地1号	南区	簾舞3条5丁目	1,045.00	45.0	(準)簾舞川	

別添4 雨水貯留池調書

番号	年度	名称	該当区	設置場所	貯留地面積 (m ²)	管路・トラフ延長 (m)	放流河川	備考
50	H7	簾舞土地区画整理団地2号	南区	簾舞3条6丁目	2,278.00	370.0	(1)豊平川	
51	H7	清田元町土地区画整理団地	清田区	清田8条1丁目2-21	2,182.00	261.0	(準)トンネ川	平成9年多目的利用開始
70	H10	清田区真栄196番地宅地開発	清田区	真栄5条2丁目	742.00	56.0	(1)厚別川	平成11年3月権利譲渡事務完了
95	H13	川北土地区画整理団地	白石区	川北4条3丁目82	1,300.00	4.0	(普)13号幹道排水	R7名称変更
96	H13	厚別東土地区画整理団地	厚別区	厚別東2条7丁目4-5	1,500.00	5.0	(普)森林公園川	R7名称変更
106	H14	清田376番(A-1)	清田区	清田7条1丁目	1,454.00	12.0	(準)ポントンネ川	R7名称変更
107	H14	清田376番(A-2)	清田区	清田7条1丁目	893.00	12.0	(準)ポントンネ川	R7名称変更
109	H15	真駒内エー・ビレッジ	南区	真駒内199番地26	6,121.00	401.0	(1)真駒内川	
110	H15	清田333番(B)	清田区	清田8条1丁目	1,240.00	6.0	(準)トンネ川	R7名称変更
111	H15	ヒルズガーデン清田	清田区	清田10条3丁目	5,576.00	19.0	(普)清田川	R7名称変更
113	H15	小野幌ミサワホームタウン	厚別区	厚別北6条5丁目	4,947.00	26.0	公共下水道	R7名称変更
144	H17	西岡公園パークヒルズ	豊平区	西岡508番地149	1,036.00	80.0	(普)月寒西岡排水	
151	H18	川北4条1丁目団地	白石区	川北4条1丁目2306-31	661.00	1.0	13号幹道排水	流域貯留浸透事業(貯留池)
244	R6	流域貯留浸透施設 1号用水(豊平)	白石区	中央1条5丁目30-1外	—	—	—	歩道上の人孔12箇所

貯留池 38カ所 管路・トラフ延長 3959 m

別添5 その他公有財産調書

番号	該当区	所在地	地番	面積(m2)	近接河川	隣接所有地	備考
1	厚別	厚別町山本	751 - 63	176.44	一級河川 (9-5) 山本川		
2	厚別	厚別町山本	1066 - 123ほか	104.52	一級河川 (9-5) 山本川	1066-138	
3	清田	清田 3 条 3 丁目	195 - 35	210	なし		
4	清田	真栄	393 - 3	1.25	準用河川 西真栄川		
5	清田	真栄	410 - 100	39.29	準用河川 西真栄川		
6	清田	真栄	410-44ほか	216.94	準用河川 西真栄川	410-45	
7	清田	真栄	410-35ほか	349.45	準用河川 西真栄川	410-36, 410-37	
8	清田	真栄	413-12	23.85	準用河川 西真栄川		
9	清田	真栄	466-23	501.59	準用河川 西真栄川		
10	清田	真栄	410-77	12.32	準用河川 西真栄川		
11	清田	真栄	427 - 9	181.66	準用河川 山部川		
12	清田	真栄	427 - 3	643.18	準用河川 山部川		
13	清田	清田 5 条 3 丁目	221 - 11	210.53	一級河川 清田川		
14	白石	北郷 5 条 5 丁目	5 - 3	215.03	なし		
15	白石	菊水元町 9 条 2 丁目	94 - 1	188.58	なし		
16	白石	菊水元町 10 条 1 丁目	43 - 2	37.56	なし		
17	白石	菊水元町 10 条 1 丁目	41 - 5	439.81	なし		
18	白石	川北	749 - 57	225.15	一級河川 (9-5) 北白石川		
19	白石	菊水元町 9 条 1 丁目	90 - 1	281.09	なし		
20	白石	北郷	2344 - 53	240.44	準用河川 北郷川		
21	白石	北郷	2344 - 57	850	準用河川 北郷川		
22	白石	北郷	2351 - 24	443.17	準用河川 北郷川		

別添5 その他公有財産調書

番号	該当区	所在地	地番	面積(m2)	近接河川	隣接所有地	備考
23	白石	北郷	2351 - 48	109.98	準用河川 北郷川		
24	白石	北郷	2346 - 152	97.98	準用河川 北郷川		
25	白石	北郷	2346 - 182	39.99	準用河川 北郷川		
26	豊平	平岸5条9丁目	60 - 1	34	なし		
27	豊平	西岡5条11丁目	355 - 12ほか	147.92	一級河川 月寒川	355-13, 355-14, 355-15	
28	豊平	西岡5条11丁目	355 - 22	40.46	一級河川 月寒川		
29	豊平	西岡5条11丁目	355 - 17ほか	283.28	一級河川 月寒川	355-18, 355-19	
30	豊平	西岡5条13丁目	458 - 3	2.98	一級河川 月寒川		
31	豊平	西岡5条13丁目	420 - 12ほか	776.99	一級河川 月寒川	420-10	
32	豊平	西岡5条14丁目	460 - 70	110.36	一級河川 月寒川		
33	豊平	福住2条5丁目	120 - 2	40.17	準用河川 うらうちない川		
34	豊平	福住3条1丁目	29 - 46ほか	58.97	準用河川 うらうちない川	43	
35	豊平	福住3条1丁目	44 - 2	34.78	準用河川 うらうちない川		
36	南	藤野2条9丁目	198 - 9ほか	78.95	準用河川 東野々沢川	198-43	
37	南	藤野2条9丁目	200 - 10	260.79	準用河川 東野々沢川		
38	南	藤野	1012 - 72ほか	1809.16	準用河川 東野々沢川	1012-43, 1012-2, 1012-42, 1012-74、藤野4条11丁目 1012-18	
39	南	藤野	1012 - 103ほか	234.82	準用河川 東野々沢川	1012-111	
40	南	藤野4条2丁目	350 - 236ほか	194.35	一級河川 (9-5) 藤野沢川	350-235, 350-237	
41	南	藤野4条2丁目	378 - 145ほか	85.09	一級河川 (9-5) 藤野沢川	378-153	
42	南	藤野4条2丁目	371 - 22ほか	139.94	一級河川 (9-5) 藤野沢川	371-21	

別添5 その他公有財産調書

番号	該当区	所在地	地番	面積(m2)	近接河川	隣接所有地	備考
43	南	藤野4条2丁目	378-149ほか	169.88	一級河川(9-5)藤野沢川	378-151, 378-158	
44	南	藤野4条2丁目	371-4ほか	74.96	一級河川(9-5)藤野沢川	371-83	
45	南	藤野4条2丁目	378-79ほか	103.3	一級河川(9-5)藤野沢川	378-139	
46	南	藤野4条2丁目	371-23ほか	65.33	一級河川(9-5)藤野沢川	371-86	
47	南	滝野	101-11	160.09	準用河川 厚別川		
48	南	滝野	104-1	164.59	準用河川 厚別川		
49	南	滝野	97-1	110.27	準用河川 厚別川		
50	南	藻岩下	1854-121ほか	1820.25	一級河川(9-5)山鼻川	1854-122	
51	南	藤野3条2丁目	363-2ほか	47.6	一級河川(9-5)藤野沢川	364-2	
52	南	藤野3条3丁目	360-2	25.53	一級河川(9-5)藤野沢川		
53	南	砥山	48-64	668.83	準用河川 東砥山川		
54	南	藤野5条3丁目	430-2ほか	216.53	一級河川(9-5)藤野沢川	430-3	
55	南	藤野2条1丁目	27	618.78	準用河川 オカバルシ川		
56	南	川沿11条3丁目	1876-320	0.56	普通河川 南の沢川		
57	南	真駒内	1356-4	56.86	準用河川 精進川		
58	南	藤野2条1丁目	29-0-1	2153.62	準用河川 オカバルシ川		
59	白石	菊水上町1条2丁目	352	2117	なし		
60	白石	菊水上町2条2丁目	47-7ほか	578.33	なし	372-1	
61	白石	菊水上町3条1丁目	47-180	751.09	なし		
62	白石	菊水上町2条1丁目	47-177	538.21	なし		
63	白石	白石区米里5条2丁目	4-1	2516.66	普通河川 米里幹道排水		米里排水機場敷地
64	清田	真栄	363-53ほか	1302.19	準用河川 西真栄川	363-55	

別添5 その他公有財産調書

番号	該当区	所在地	地番	面積(m2)	近接河川	隣接所有地	備考
65	清田	真栄	363-47	58.51	準用河川 西真栄川		
66	清田	真栄	363-58	234	準用河川 西真栄川		
67	豊平	福住3条12丁目	256-46	152.58	一級河川 月寒川		
68	南	川沿3条3丁目	2085	618.08	なし		

その他公有財産 68カ所